

平成26年6月28日  
本 部 事 務 局

## 地方分権改革に関する提案募集への対応について（案）

国の地方分権改革推進本部が実施する地方分権改革に関する提案募集に対して、関西広域連合から以下の提案を行う。

### 1 提案にあたっての基本的な考え方

- ① 府県域を越える広域的な行政課題に対応する広域連合に相応しい事務・権限の直接移譲を求める提案を行う。
- ② 国出先機関の「丸ごと」移管を引き続き求めていくが、その第1フェーズとして、事務・権限の一部について移譲を求める。  
※「経済産業局」「地方整備局」「地方環境事務所」以外の国出先機関の事務・権限の移譲についても幅広く検討を行う。
- ③ 広域計画に沿って、近畿圏広域地方計画の策定権限などの移譲を求める。
- ④ 既存の取組を拡大・進化していくため必要となる国の事務・権限の移譲を求める。

### 2 提案内容 \*裏面参照

本部事務局及び分野事務局を中心に、提案に向けて考え方を整理したもの

### 3 提案に係る今後のスケジュール

本日の広域連合委員会において提案内容を決定した後、速やかに内閣府に提案を提出する。（内閣府の提案募集の受付は、7月15日(火)まで）

なお、提案後は、内閣府が中心となり、所管府省の回答、それに対する提案団体からの見解というやりとりを重ねることになる。

また、特に重要と考えられる提案については、国の地方分権改革有識者会議又はその専門部会において、集中的に調査審議を行い、実現に向けた検討を進めることとされている。

### 国からの事務・権限移譲に係る提案内容

No	事務・権限	所管府省/出先機関
1	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限	国土交通省
2	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川について広域での移譲を進めるための受入体制の枠組みづくり	国土交通省
3	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限	国土交通省 /地方運輸局
4	保険医療機関の指定・指導権限	厚生労働省 /地方厚生局
5	リサイクルの推進に係る事務・権限	環境省/地方環境 事務所 など
6	山陰海岸国立公園に係る管理権限	環境省/地方環境 事務所

No. 1	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限	
提案の具体的な内容	<p>国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。</p> <p>また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。</p>	
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとはなっていない。</p> <p>関西広域連合であれば、既に防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。</p> <p>地方分権の観点から、府県域を越える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的に行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線にたった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。</p>	
提案区分	移譲先の団体	<p>関西広域連合など都道府県域を越える広域行政組織</p> <p>※ まずは手挙げ方式により希望する団体へ移譲すべきである。</p>
	現行の実施主体	国土交通省
根拠法令等	<p>国土形成計画法第9条（広域地方計画）</p> <p>“ 第10条（広域地方計画協議会）</p>	
所管府省/出先機関	国土交通省	
分野事務局	本部事務局（計画課）	

No. 2	<p>複数都道府県に跨がる直轄国道・河川について広域での移譲を進めるための受入体制の枠組みづくり</p>
<p>提案の具体的な内容</p>	<p>昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。</p> <p>しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。</p> <p>全国知事会の意見（平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見）で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりについての検討を求める。</p>
<p>具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性</p>	<p>道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。</p> <p>また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくいのが、地方が事業を実施することで、地域住民（議会）の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。</p> <p>地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。</p> <p>なお、直轄国道・河川の移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。</p>

提案区分	移譲先の団体	関西広域連合など都道府県域を越える広域行政組織等 ※ まずは手挙げ方式により希望する団体へ移譲すべきである。
	現行の実施主体	国土交通省
根拠法令等	道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等	
所管府省 /出先機関	国土交通省	
分野事務局	本部事務局（国出先機関対策 PT）	

No. 3	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限	
提案の具体的な内容	<p>観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限（広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く）について、広域連合への移譲を求める。</p> <p>また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援（旅行業法の特例等）が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。</p>	
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の顔」となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア「KANSAI」のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。</p> <p>現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。</p>	
提案区分	移譲先の団体	<p>関西広域連合など都道府県域を越える広域行政組織</p> <p>※ まずは手挙げ方式により希望する団体へ移譲すべきである。</p>
	現行の実施主体	観光庁
根拠法令等	<p>「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項（観光圏整備実施計画の認定）</p>	
所管府省/出先機関	国土交通省／地方運輸局	
分野事務局	広域観光・文化振興局	

No. 4	保険医療機関の指定・指導権限	
提案の具体的な内容	健康保険法及び国民健康保険法に基づく「保険医療機関の指定・指導権限」について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。	
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>今後大きな課題となる「2025年」問題への対応として、「社会保障制度改革」の中で、地域で必要な医療の確保に向けて「地域医療ビジョンの策定」「病床の機能分化」等について、地方分権の観点から、今こそ、地方が主体的に医療体制のあり方を考える時期を迎えている。</p> <p>こうした状況下において、地方が、その地域における必要な医療を確保していくためには、医療提供体制の整備について、積極的に関わっていくシステムづくりが必要となる。</p> <p>このためには、「医療法人の認可・指導監督」、「病院の開設許可等の権限」を有する府県との緊密な連携が図れるとともに、事務執行体制の集約化により、高度で専門的な事務執行が可能となる「広域連合」（まずは、府県域を越える唯一の意思決定機関「関西広域連合」）において、「保険医療機関の指定・指導権限」を受け、地方において効果的な「医療提供体制の確保」を図ることを目指す。</p> <p>また、現状において、診療報酬に関する個別指導の実施率が十分ではないとの指摘があり、責任ある広域行政主体が実施することにより、ガバナンスの効いた適正な個別指導の実施により、医療費の適正化に向けた動きとなる。</p> <p>なお、保険医療機関の指定等については、高度な専門知識が必要となるため、保険医療業務に精通した医師、歯科医師及び専門官等の人材及び事務費にかかる財源を確保する必要がある。</p>	
提案区分	移譲先の団体	関西広域連合など都道府県域を越える広域行政組織 ※ まずは手挙げ方式により希望する団体へ移譲すべきである。
	現行の実施主体	厚生労働省／地方厚生局
根拠法令等	1. 健康保険法第 65・66・68・71・73・78・80・81 条 2. 国民健康保険法第 41・45 条の二 3. 高齢者の医療の確保に関する法律第 66・72 条 等	
所管府省／出先機関	厚生労働省／地方厚生局	
分野事務局	広域医療局	

No. 5	リサイクルの推進に係る事務・権限	
提案の具体的な内容	各個別リサイクル法に基づく報告・立入検査および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める（事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。）	
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>3 R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。</p> <p>事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。</p> <p>また、各府県・市町村の3 R等への取組との連携が可能となる。</p> <p>※ ただし、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材、資機材等もともに移管されることが大前提であり、広域連合内における執行体制の確保も不可欠である。</p> <p>加えて、従来検討されてきた報告・立入検査に加え、勧告・命令も広域連合で実施するためには、措置に係る統一性の確保のための基準の設定や専門的・技術的な支援、事業所に係る情報の提供など関係省庁との連携が必要である。</p> <p>さらに、多数の省庁にまたがる各リサイクル法に基づく制度の相違点や流通の範囲等に係る課題について、さらに詳細な検討が必要である。</p>	
提案区分	移譲先の団体	<p>関西広域連合など都道府県域を越える広域行政組織</p> <p>※ まずは手挙げ方式により希望する団体へ移譲すべきである。</p>
	現行の実施主体	<p>環境省／地方環境事務所、経済産業省／経済産業局、財務省／国税局・税務署、厚生労働省／地方厚生局、農林水産省／地方農政局、国土交通省／地方運輸局</p>
根拠法令等	<p>特定家庭用機器再商品化法、同施行令</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、同施行令</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、同施行令</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律、同施行令</p> <p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、同施行規則</p>	

<p><b>所管府省 /出先機関</b></p>	<p>環境省／地方環境事務所【家電・容器包装・食品・自動車・小型家電】          経済産業省／経済産業局【家電・容器包装・食品・自動車・小型家電】          財務省／国税局・税務署【容器包装・食品】          厚生労働省／地方厚生局【家電・容器包装・食品】          農林水産省／地方農政局【容器包装・食品】          国土交通省／地方運輸局【食品】</p>
<p><b>分野事務局</b></p>	<p>広域環境保全局</p>

No. 6	山陰海岸国立公園に係る管理権限	
提案の具体的な内容	山陰海岸ジオパークの推進など、関係府県にまたがる広域施策を展開する上で想定される事業の調整や意思決定、必要な環境整備に迅速に対応するため、国立公園内における「許認可」及び「施設整備・維持管理」の権限について、環境省本省が有する大臣権限を除き、一部、権限移譲を求める。	
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>自然公園法に基づく国立公園内の許認可及び施設整備に関する事務・権限について、弾力的かつ迅速な施策展開を行うことができるよう、権限移譲を求める。</p> <p>1. 許認可事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取砂丘の中心部といった特別保護地区内における行為の許認可について、標準的な処理期間が1～3ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している現状がある。</li> <li>・権限移譲により、広域的に行う調査やイベント、看板整備等の許認可について一括対応、処理の迅速化が期待される。</li> </ul> <p>2. 施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、環境省の地方事務所が各府県の要望を取りまとめて順位付けを行い、環境省本省への要求を行っているが、自然歩道の災害復旧事業において、鳥取県が求める復旧ルートが認められず、鳥取県の単独費での対応を余儀なくされた事例があるなど、地域の実情に即していない場合がある。</li> <li>・これを一括して関西広域連合が担うことで、ジオサイト（地形地質などジオパークを特色づける見学場所や拠点施設）の特性やニーズに沿い、広域的な視点で整備案件を優先順位付けることが可能となり、地域の実情に応じた重点的な環境整備への対応が期待される。</li> </ul>	
提案区分	移譲先の団体	関西広域連合など都道府県域を越える広域行政組織 ※ まずは手挙げ方式により希望する団体へ移譲すべきである。
	現行の実施主体	環境省／地方環境事務所
根拠法令等	自然公園法 第10条、第20条、第21条、第22条、第33条、第34条、第35条	
所管府省／出先機関	環境省／地方環境事務所	
分野事務局	山陰海岸ジオパーク推進担当	

平成26年4月30日  
地方分権改革推進本部決定

## 地方分権改革に関する提案募集の実施方針

### 1 趣旨

これまで地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告（以下「委員会勧告」という。）に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、3次にわたる一括法等により着実に推進し、進展をみている。

これに加え、第4次一括法案（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（平成26年閣法第66号））及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）により、委員会勧告事項については、一通り検討したこととなる。

このような成果を基盤とし、個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き地方分権改革を着実に推進していく必要がある。

このため、新たな局面を迎える地方分権改革においては、従来からの課題への取組に加え、委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組を推進する。具体的には、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う（以下このような改革推進の方式を「提案募集方式」という。）。

### 2 提案の対象

提案募集方式における提案の対象は、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。以下同じ。）に係る事項とする。

具体的な取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 全国的な制度改正に係る提案について対象とする。その際、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）とする提案等についても対象とする。
- (2) 委員会勧告では対象としていない事項に係る提案についても対象とする。

- (3) 現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象とする。
- (4) 地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に関連する提案についても対象とする。

### 3 提案主体

提案主体は、以下のとおりとする。

- (1) 都道府県及び市町村（特別区を含む。）
- (2) 一部事務組合及び広域連合
- (3) 全国的連合組織（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 3 第 1 項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。以下同じ。）
- (4) 地方公共団体を構成員とする組織（上記（3）を除く。）

内閣府は、提案主体が提案に当たって広く各層の声を反映する観点から、提案主体に対して、提案主体の内部部局又は提案主体を構成する地方公共団体から幅広く意見を集約するとともに、関係団体等からの意見を提案に反映するよう求める。

### 4 募集の方法及び時期

提案は、内閣府において受け付ける。

内閣府は、募集に向けて、提案募集方式の周知及び説明を行うとともに、提案に向けた相談に応じる。

また、内閣府は、募集に当たり、提案主体に対して、制度改革による効果や現行制度の具体的な支障事例など、制度改革の必要性等を示して提案するよう求める。

募集は、毎年少なくとも 1 回実施する。募集の時期については、法制上の措置等を円滑に講じることができるよう適切に設定するとともに、募集の期間については、提案主体が十分な検討を行うことができるよう配慮する。

### 5 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて政府の関係行政機関（以下「関係府省」という。）と調整を行う。その過程において、提案に対する関係府省の回答、当該回答に対する提案主体からの見解の提出等を重ねる。その際、全国的連合組織からも意見を聴取する。

また、特に重要と考えられる提案については、内閣府特命担当大臣

(地方分権改革)の下で開催する地方分権改革有識者会議(以下「有識者会議」という。)又は有識者会議専門部会において、集中的に調査審議を行い、実現に向けた検討を進める。

以上を踏まえ、提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行う。また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出する。

## 6 提案に関する調整過程の公表

提案の内容、提案に対する関係府省の回答及び当該回答に対する提案主体の見解等並びに最終的な調整結果については、内閣府のホームページに掲載する。

また、内閣府は、実現しなかった提案について、次年以降の提案及び検討の参考とするため、当該提案に関する提案主体及び関係府省の意見等を公表する。

## 7 制度改正に係る情報発信

内閣府及び関係府省は、提案を受けて措置した制度改正について、地方公共団体等に対して周知を行い、広くその活用が図られるように努める。

また、内閣府は、国民が制度改正に係る成果を実感できるようにするため、広く情報発信を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集要項

内閣府地方分権改革推進室

1 趣旨

内閣府地方分権改革推進室では、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づき、地方分権改革に関する全国的な制度改革に係る提案を募集します。

2 提案の主体

提案主体は、以下のとおりとします。

- (1) 都道府県及び市町村（特別区を含む。）
- (2) 一部事務組合及び広域連合
- (3) 全国的連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。以下同じ。）
- (4) 地方公共団体を構成員とする組織（上記（3）を除く。）

また、以下の点について御留意ください。

- ・ 提案に当たって広く各層の声を反映する観点から、提案主体は、提案主体の内部部局又は提案主体を構成する地方公共団体から幅広く意見を集約するとともに、経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループなどからの意見を提案に反映するように努めてください。
- ・ 本件の重要性に鑑み、首長の了解を得た上で、提案してください。
- ・ 一定の広がりのある提案となるよう、複数の地方公共団体が共通課題を有する場合には、共同で提案することを推奨します。

3 募集期間

平成26年5月20日（火）から7月15日（火）まで

4 提案募集に係る事前相談

提案を検討している団体からの事前相談を受け付けます。受け付けた相談については、当室の担当者からアドバイス等をしますので、提案募集に先立って、積極的に活用してください。

- (1) 事前相談受付期間 平成26年5月1日（木）～7月15日（火）
- (2) 様式 「提案募集に係る事前相談様式」（別添）
- (3) 相談方法

#### ①電子メールによる相談

「提案募集に係る事前相談様式」に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送付してください。メールのタイトルは、以下のように入力してください。

タイトル（提案募集に係る事前相談）、都道府県名、団体名

#### ②個別相談

当室の職員が、提案者からの具体的な提案、質問等をお聞きする個別の相談も実施します。当室のメールアドレス（teianbosyu@atmark.co.jp）

※あて、相談希望日を記載の上、申し込んでください。メールには「個別相談希望、都道府県名、団体名」というタイトルを付け、別添の様式を使用して、団体名、代表者の氏名・所属・電話番号及びメールアドレス、相談内容の概要を記入してください。

また、その際には、制度改正による効果、現行制度の具体的な支障事例等制度改正の必要性をできる限り具体的に示すと、より具体的なアドバイスが可能となります。

※ 上記アドレスは、セキュリティーの関係上全角（一部カタカナ）表示しております。お手数ですが、各自で半角英字でご入力の上、送信ください（以下同じ）。

### 5 募集する提案の対象

提案の対象は、

①地方公共団体への事務・権限の移譲（以下「権限移譲」という。）

②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。以下同じ。）

とし、具体的な取扱いは、以下のとおりとします。

(1) 全国的な制度改正に係る提案について対象とします。その際、全国一律の権限移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）とする提案等についても対象とします（なお、手挙げ方式を求める提案は、地方に対する規制緩和については対象となりません。）。また、提案主体のみを対象とした提案については、対象となりません。

(2) 地方分権改革推進委員会勧告（以下「委員会勧告」という。）では対象としていない以下のような事項に係る提案についても対象とします。

#### ア 権限移譲の場合

委員会勧告では、主として出先機関の事務・権限を対象としていましたが、それに限らず本府省の事務・権限も対象とします。

#### イ 地方に対する規制緩和の場合

委員会勧告では、自治事務に関する法律による義務付け・枠付けの見直しを対象としていましたが、それに限らず①法定受託事務に関するもの、②政省令等によるもの、③補助金等の要綱等によるものも対象とします。

なお、補助金等の要綱等による「規制緩和」とは、具体的には、各種補助条件の見

直しや手続書類の簡素化を念頭に置いており、補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化などは、「規制緩和」に当たらず、提案募集方式の対象となりません。

(3) 現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象とします。

すなわち、提案募集方式の提案の対象である権限移譲及び地方に対する規制緩和について、個別条項に関する見直しのみならず、当該事務又は制度そのものの廃止なども含めるものです。

(4) 権限移譲又は地方に対する規制緩和に関連する提案についても対象とします。

すなわち、権限移譲等のための制度改革を行うに当たり、併せて行うことが適切な規制改革や運用改善（例、許認可権限の移譲に当たり、許認可に関する要件の見直しを行う提案）なども含めるものです。なお、提案書の記入に当たっては、所定の欄に関連提案である旨を明記してください。

(5) 以下のような提案は、権限移譲又は地方に対する規制緩和に当たらないと考えられ、対象となりません。

- ・ 国・地方の税財源配分や税制改正
- ・ 予算事業の新設提案
- ・ 国が直接執行する事業の運用改善
- ・ 個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ・ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

## 6 提案書記入に当たっての留意事項

提案書の記入に当たっての留意事項は次のとおりです。

(1) 改革すべき制度の根拠条文を示し、制度改革の内容を具体的に記入して提案してください。

(2) 制度改革による効果、現行制度の具体的な支障事例等制度改革の必要性をできる限り具体的に記入してください。例えば、

- ・ 権限移譲又は地方に対する規制緩和により、どのような事業が可能となるのか、逆に、現在の規制によってどのような事業ができないのか、具体的な効果、支障事例に基づいて記入してください。

(3) 権限移譲又は地方に対する規制緩和について懸念される事項がある場合は、その懸念される事項を解消するための工夫・対応策についてもできる限り記入してください。

(4) 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）等これまでの閣議決定において改革の具体的な取組方針が定められている事項等については、その取組の方向性を十分踏まえて提案するとともに、事情変更等によりこれまでの取組の方向性と異なる提案を提出する場合にはその理由を明記してください。

なお、これまでの地方分権改革に関する閣議決定については、当室のホームページ

(<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k-minaoshihoushin-honbun.pdf> など)を参照してください。

(5) これまでの地方分権改革の取組において実現できなかった事項であっても、これまでの議論において想定されていた弊害に対する対応策や代替措置を提示するなどの工夫を講じたうえで提案するとともに、これまでとは異なる視点からのアプローチにより、提案の実現可能性が高まる場合もありますので、幅広く様々な視点から検討してください。

なお、累次の委員会勧告及びこれらを踏まえたこれまでの地方分権改革の取組、各府省の回答等については、当室のホームページ

(<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>)を参照してください。

(6) 提案が現在国において進めている各種施策と関連する場合には、その旨を記入してください。

## 7 提出先・問い合わせ先等

提案書の提出については、下記により提出してください。

参考資料がある場合には、提案のどの部分に対応するかわかるようにし、電子データ化した上で、提案書とあわせて提出してください（電子データ化が困難な場合は御相談下さい）。

(1) LGWANが活用可能な団体（都道府県及び市区町村）にあつては、総務省地域力創造グループが運営する地域の元気創造プラットフォームサーバー内の「一斉調査システム」（下記URL参照）により提出してください。（5月20日（火）までに、調査・照会案件一覧に追加いたします。）

([https://www.cloudjp.asp.lgwan.jp/micis/eAccess/FD\\_Ninsho/common/login.jsp](https://www.cloudjp.asp.lgwan.jp/micis/eAccess/FD_Ninsho/common/login.jsp))

(2) LGWANを活用することができない団体にあつては、電子メールにて、提案様式（5月20日（火）までに、HP上に掲載いたします。）を次のアドレスに送付してください。

・アドレス：[teianbosyu@cao.go.jp](mailto:teianbosyu@cao.go.jp)

①電子メールのタイトル（件名）は、「提案書送付 提案主体名」としてください。

（例：提案書送付 ○○県○○市）

「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている団体の名称を記入してください。

②提案書の電子データのファイル名は、「団体コード 提案主体名 提案名」としてください。

（例：000000○○県○○市 △△△の権限の市までの移譲、又は、□□の規制緩和）

「提案主体名」は、①と同様に記入してください。また、「提案名」は、提案様式の「要望事項（事項名）」を記入してください。「提案名」について、複数の提案がある

場合は、提案様式の一番上に記載されている提案の名称を記入してください。

内閣府 地方分権改革推進室 提案募集総括担当

住 所 〒100-8970

東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関合同庁舎4号館6階

電 話 03-3581-2458

メール teianbosyu@tma.co.jp

## 8 提案書提出に当たっての留意事項

- (1) 募集期間の期限に遅れて提出のあった提案書は受け付けませんので、注意してください。
- (2) 募集期間の期限までに、制度改正による効果、現行制度の具体的な支障事例等制度改正の必要性の記入が不十分であるなどの提案書の不備が修正されなかった場合は、受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。募集期間の期限間際の提出は、提案書に不備があった場合の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めに提出してください。
- (3) 提案内容の詳細等を確認することがありますので、提案書には連絡先等を必ず記載してください。

## 9 提案の取扱い

- (1) 受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて政府の関係行政機関（以下「関係府省」という。）と調整を行います。その過程において、提案に対する関係府省の回答、当該回答に対する提案主体からの見解の提出等を重ねます。その際、全国的連合組織からも意見を聴取します。

同様の提案が複数の提案主体から提出された場合には、原則として内閣府で取りまとめ、一括して関係府省への照会を行います。

- (2) また、特に重要と考えられる提案については、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）の下で開催する地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）又は有識者会議専門部会において、集中的に調査審議を行い、実現に向けた検討を進めます。

以上を踏まえ、提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行います。また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出します。

- (3) 提案の内容、提案に対する関係府省の回答及び当該回答に対する提案主体の見解等並びに最終的な調整結果については、内閣府のホームページに掲載します。また、内閣府は、実現しなかった提案について、次年以降の提案及び検討の参考とするため、当該提案に関する提案主体及び関係府省の意見等を公表します。